

◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置  
佐渡市水津894番から同市水津658番6まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 漁港管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦  
所在 新潟市中央区新光町4番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間  
平成28年3月30日から当該施設の存続する日まで